

令和3年第4回臨時会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	令和3年10月18日（月） 午前9時30分～午前10時30分				
2 場 所	千葉市緑区役所 4階選挙管理委員会室				
3 出席委員	委員長	小峰 敏和	委員	岩坂 展子	
	委員	浅野 千秋	委員	山澤 菊枝	
4 出席書記	事務局長	柏原 郁夫	選挙班主査	明妻 知之	
5 議 題	議案第47号	ポスター掲示場の設置場所の決定について			
	議案第48号	選挙人名簿の抹消者について			
	議案第49号	選挙人名簿の登録者について			
	議案第50号	選挙人名簿からの抹消について			
	議案第51号	投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第52号	期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第53号	開票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第54号	投票所の決定について			
	議案第55号	期日前投票所の決定について			
	議案第56号	在外選挙における期日前投票所の指定について			
	議案第57号	期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて			
	議案第58号	不在者投票を行う場所等について			
	議案第59号	最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を行う場所等について			
	議案第60号	開票の場所及び日時の決定について			
	議案第61号	最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について			
	議案第62号	投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について			
	議案第63号	開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について			
	議案第64号	開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について			
	議案第65号	最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について			
議案第66号	千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について				
議案第67号	投票所の投票立会人の選任について				
議案第68号	期日前投票所の投票立会人の選任について				
6 議事の概要	<p>(1) 議案第47号 ポスター掲示場の設置場所の決定について ポスター掲示場の設置場所の決定については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p> <p>(2) 議案第48号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p>				

- (3) 議案第49号 選挙人名簿の登録者について  
選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (4) 議案第50号 選挙人名簿からの抹消について  
選挙人名簿からの抹消については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (5) 議案第51号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について  
投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (6) 議案第52号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について  
期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (7) 議案第53号 開票管理者及びその職務代理者の選任について  
開票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (8) 議案第54号 投票所の決定について  
投票所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (9) 議案第55号 期日前投票所の決定について  
期日前投票所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (10) 議案第56号 在外選挙における期日前投票所の指定について  
在外選挙における期日前投票所の指定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (11) 議案第57号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて  
期日前投票所を開く時刻の繰り下げについては、全員異議がなかったので原案のとおり決定した。
- (12) 議案第58号 不在者投票を行う場所等について  
不在者投票を行う場所等については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (13) 議案第59号 最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を行う場所等について  
最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を行う場所等については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (14) 議案第60号 開票の場所及び日時の決定について  
開票の場所及び日時の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (15) 議案第61号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について  
最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (16) 議案第62号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。

- (17) 議案第63号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定（小選挙区選出議員選挙）については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (18) 議案第64号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定（比例代表選出議員選挙）については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (19) 議案第65号 最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲載場所について  
最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲載場所については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (20) 議案第66号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について  
千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (21) 議案第67号 投票所の投票立会人の選任について  
投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (22) 議案第68号 期日前投票所の投票立会人の選任について  
期日前投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。

## 7 会議経過

- (1) 議案第47号 ポスター掲示場の設置場所の決定について  
事務局：公職選挙法第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場の設置を決定する。  
質 疑  
委 員：ポスター掲示場を新たに2カ所増設することだが、設置場所はどのように選定したのか。  
回 答：公職選挙法により、選挙人名簿の登録者数により、その投票区にて掲示すべき場所の数が決められている。  
今回、2投票区にて、上記登録者数の増加により、その設置すべき場所数を増やす必要が生じた。  
各々の設置場所については、その投票区の中で、市有地を中心に、既存の掲示場との距離など、設置バランスを考慮して選定した。
- (2) 議案第48号 選挙人名簿の抹消者について  
事務局：前回の委員会時の名簿登録者から、新たに生じた死亡及び国籍喪失者や、住所の移動により4か月を経過した者、在外選挙人名簿への登録移転を行った者及び誤載者について、本日付で緑区の選挙人名簿から抹消する。  
質 疑：特になかった。
- (3) 議案第49号 選挙人名簿の登録者について  
事務局：前回の登録時から本日までの間において、緑区に住所を有する者のうち、新たに18歳の誕生日を迎えた者、緑区に住民票を作成してから3か月が経過した者について、本日付で緑区の選挙人名簿に登録する。  
質 疑：特になかった。

- (4) 議案第50号 選挙人名簿からの抹消について  
事務局 : 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙時登録から選挙期日前日までに転出後4か月を経過する者を抹消する。  
質 疑 : 特になかった。
- (5) 議案第51号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について  
事務局 : 公職選挙法第37条及び公職選挙法施行令第24条の規定により、衆議院議員総選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (6) 議案第52号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について  
事務局 : 公職選挙法第48条の2及び公職選挙法施行令第49条の7の規定により、衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (7) 議案第53号 開票管理者及びその職務代理者の選任について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務代理者を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (8) 議案第54号 投票所の決定について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (9) 議案第55号 期日前投票所の決定について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における期日前投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (10) 議案第56号 在外選挙における期日前投票所の決定について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における在外選挙の期日前投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (11) 議案第57号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて  
事務局 : 衆議院議員総選挙における期日前投票所を開く時間を30分繰り下げる。  
質 疑 : 特になかった。
- (12) 議案第58号 不在者投票を行う場所等について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における不在者投票所を定める。  
質 疑  
委 員 : 不在者投票も期日前投票も、投票日当日に投票所に行けない方だが、具体的に不在者投票を行っている方は、どのような方なのか。  
回 答 : 不在者投票の主な例としては、出張や里帰り出産などで他の場所に一時的に滞在等している方が挙げられる。
- (13) 議案第59号 最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を行う場所等について  
事務局 : 最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票所を定める。  
質 疑 : 特になかった。  
委 員 : 備考欄に記載されている18歳未満の選挙人とはどういう意味か。  
回 答 : 期日前投票所の開設期間(投票期間)に誕生日を迎えるため、不在者投票の日にはまだ18歳未満の人を対象にするという意味である。
- (14) 議案第60号 開票の場所及び日時の決定について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を定める。  
質 疑 : 特になかった。

- (15) 議案第61号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について  
事務局 : 最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (16) 議案第62号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
事務局 : 公職選挙法第175条第3項の規定により、衆議院議員総選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時と場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (17) 議案第63号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
(小選挙区選出議員選挙)  
事務局 : 公職選挙法第62条第2項、第4項、第5項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (18) 議案第64号 開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所の決定について  
(比例代表選出議員選挙)  
事務局 : 公職選挙法第62条第2項の規定により、衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (19) 議案第65号 最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について  
事務局 : 最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (20) 議案第66号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所を定める。  
質 疑 : 特になかった。
- (21) 議案第67号 投票所の投票立会人の選任について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における投票所の投票立会人を選任する。  
質 疑 : 特になかった。
- (22) 議案第68号 期日前投票所の投票立会人の選任について  
事務局 : 衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票立会人を選任する。  
質 疑 : 特になかった。